

【Q&A】

Q1. 森林セラピーガイド・セラピストとは？

A1. 森林セラピーガイド・セラピストの資格は、NPO 法人森林セラピーソサエティ(以下「森林セラピーソサエティ」と称する)が認定するものであり、資格を取得するには森林セラピーソサエティが実施する、通信講座の受講が必要です。

『森林セラピーガイド』は、「森林を訪れる利用者に対して、森林浴効果が上がるような散策や運動を現地で案内する者」です。森林に関する環境科学的な知識に加え、森の癒し効果についての生理学的な知見を有する者で、利用者に対し、安心・安全な森林散策を確保し、森林環境内での歩行や運動・レクリエーション活動などを通して、正しい森林セラピーの方法を助言することが求められます。

『森林セラピスト』は、森林セラピーガイドとしての知見を有していることに加え、「森林を訪れる利用者に対して、心とからだの健康を維持・増進させるための適切なプログラムを提供し、効果的なセラピー活動を指導する者」です。森林健康科学系、健康・心理学系についての専門的な知識と高いコミュニケーション能力を有する者で、利用者に対し、保養プログラムを提供し、森林セラピーの実践を指導することが求められます。

Q2. ガイドアシスタント養成講座を受講すれば「森林セラピーガイド」の資格が取得できますか？

A2. いいえ。できません。養成講座を受講修了すれば大分市が独自で認定する「ガイドアシスタント」の資格が付与(3年間の期限付き)され、「おおいた森・人・癒しの会」に入会していただきます。「森林セラピーガイド」の資格取得には森林セラピーソサエティが行う通信講座を受講する必要があります。教材費として5万円程度が必要となります。

なお、「ガイドアシスタント」は、3年間の期限付きであり、この期間に森林セラピーガイドの資格を取得していただく必要があります。期間中に資格が取得できなければ、おおいた森・人・癒しの会を退会することとなります。

Q3. 「おおいた森・人・癒しの会」とはどういった会ですか？

A3. 平成28年に発足し、主に森林セラピーイベントで森林セラピーガイドとして活動しています。

令和6年3月1日時点で28名の森林セラピーガイド・セラピスト及び1名のガイドアシスタントが所属しています。森林セラピーガイド・セラピストは正会員として、ガイドアシスタントは準会員として入会していただきます。

Q4. 「ガイドアシスタント」(準会員)として入会後は、どのような活動が可能ですか？

A4. 入会後は、以下の活動が可能です。

- ① 森林セラピー体験ツアーなどでのガイドアシスタント
- ② 実地講習会(イベント前のコース下見)や森のべんきょう会(ガイドのスキルアップ講習会)への参加
- ③ 「おおいた森・人・癒しの会」定例会(毎月第2火曜日)への参加(決議権はなし)

【Q&A】

Q5. 森林セラピーガイド・セラピスト及び森林セラピーガイドアシスタントとして活動する場合は、報酬(手当)がありますか？

A5. 森林セラピーに関するイベントでのガイドを行った際は、報酬(手当)が支給されます。都合上、報酬(手当)を受け取れない場合など申込前にご相談ください。

Q6. 森林セラピーガイド(セラピスト・ガイドアシスタント含む)の活動は休日に行いますか？

A6. 森林セラピーイベントは基本的に休日(土日祝日)に行います。また、イベント開催のほか、家族や友人など少人数グループを参加者の希望日で案内している「個別案内」につきましては、平日で活動する場合があります。

Q7. 講座予定日が雨天の場合は中止となりますか？

A7. 雨天中止の場合は、前日までに判断し、参加者宛てにご連絡いたします。また、中止の場合は、延期とし延期後の日程を改めてご連絡いたします。

Q8. 全5回の講座に一度でも出席できない場合はどうなりますか？

また、出席できなかった場合の受講料の返金がありますか？

A8. ガイドアシスタント養成講座を修了できません。(ガイドアシスタントに認定できません)

原則5回すべての講座に出席できる方を対象としています。

ただし、体調不良等をやむを得ず参加できない場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。また、欠席となった場合の返金はありません。